

2011.12.07：平成23年原子力・エネルギー対策特別委員会 本文

○開 会 午前10時30分

○神山委員長

ただいまから原子力・エネルギー対策特別委員会を開きます。

慣例により会議の記録署名委員を指名いたします。西谷洸委員、畠山敬一委員にお願いいたします。

本日の委員会は、青森県原子力安全対策検証委員会、国及び事業者の方々に参考人として出席していただいております。

担当書記より参考人の方々を御紹介いたします。

○葛西議事課長

それでは、参考人の方々を御紹介いたします。

青森県原子力安全対策検証委員会、田中知委員長です。

同じく、釜江克宏委員です。

同じく、谷口武俊委員です。

次に、経済産業省資源エネルギー庁、森本英雄原子力立地・核燃料サイクル産業課長です。

次に、経済産業省原子力安全・保安院、山田知穂原子力発電安全審査課長です。

同じく、信濃正範核燃料サイクル規制課長です。

同じく、新井憲一地域原子力安全統括管理官です。

次に、東北電力株式会社、安倍宣昭取締役副社長・火力原子力本部長です。

同じく、井上茂常務取締役・火力原子力本部原子力部長です。

同じく、津幡俊執行役員・東通原子力発電所長です。

同じく、金澤定男火力原子力本部原子力部副部長です。

同じく、安田悟土木建築部副部長です。

次に、日本原燃株式会社、川井吉彦代表取締役社長です。

同じく、大和愛司代表取締役副社長です。

同じく、青柳春樹取締役・再処理事業部再処理工場副工場長です。

同じく、中村裕行理事・再処理事業部再処理計画部長です。

同じく、齋藤英明理事・再処理事業部土木建築部長です。

次に、電源開発株式会社、日野稔取締役副社長です。

同じく、林耕四郎常務執行役員・大間現地本部長です。

同じく、静間久徳大間現地本部大間原子力建設所副所長です。

同じく、高岡一章大間現地本部大間原子力建設所所長代理です。

次に、リサイクル燃料貯蔵株式会社、久保誠取締役社長です。

同じく、竹田知幸取締役技術部長です。

同じく、岡島靖司土木建築部長です。

同じく、田中英朗建築部長です。

次に、東京電力株式会社、峯雅夫青森事務所長です。

同じく、四方俊和東通原子力建設所長です。
同じく、伊藤大輔東通原子力建設所副所長です。
同じく、寺村芳明東通原子力建設所副所長です。
以上でございます。

○神山委員長

これより、11月24日に開催された「青森県原子力安全対策検証委員会による検証結果についての議員説明会」での報告及び説明並びにこれらに関する事項について行います。

なお、質疑は、お手元の配付の「質疑順序・質疑時間」により行います。

質疑の終了5分前に予告を、終了時に終了通告をそれぞれブザーでいたします。

質疑は発言席において行い、答弁は答弁席でお願いいたします。

なお、答弁者は、挙手の上「委員長」と呼び、次に職名を言って発言を求めてください。

それでは、質疑を行います。

高橋修一委員の発言を許可いたします。——高橋委員。

○高橋委員

おはようございます。私ども自民党、これから100分という時間をちょうだいしております。私と、また同僚議員、先輩議員3人でそれぞれ順次質問をしておりますので、よろしく願いいたします。

時間がありませんので、早速質問に入ります。

1点目、検証報告について質問をしております。

冒頭、知事にお伺いいたします。今回のこの検証であります、これまで、原子力施設の安全性につきましては、国と事業者はその責任があるということで、長きにわたる青森県政においては、青森県独自としてこの原子力施設の検証というは行われなかったとらえております。これをなぜやったかと。今さら言うまでもありませんが、3.11の大地震・津波に起因した福島原発事故を受けて、青森県民が、果たして我々青森県内の原子力施設は大丈夫なのかと、そういった不安の声であったり、あるいは疑問に思うこと、そういったものが高まった中で、地元の知事としてそれにこたえるべく行った一つ的手段と申しますか、その方法であったかと、そのようにとらえております。

加えまして、ことし6月、知事選がありました。私も何度も知事の街頭演説を聞いております。知事選の最大の争点は、震災からの復旧・復興、そして、この原子力政策にどう向き合うか、あるいは原子力施設の安全性をどう考えるかと、そういった点で、知事も、あのとき、135万青森県民に対して、あるいは有権者に対して、みずから、その思いと申しますか、その部分を訴えたと。いわば知事選における最大の知事公約が今こういう形で一つの答えになっていると、そのようにも受けとめております。

そういった観点から質問いたしますが、知事選のとき思い描いていたものが、いわば知事公約が今成果として本当にあらわれているのかと、その部分を確認したいと思います。

質問に入ります。今回の検証結果に対する知事の評価をお伺いいたします。

○三村知事

おはようございます。高橋委員にお答えいたします。

青森県原子力安全対策検証委員会においては、現地調査を初め、これまで8回にわたる委員会を

通じて精力的に御検証いただき、去る10月10日に、検証結果について田中委員長から報告をいただいたわけでございます。

報告書においては、国及び事業者による緊急安全対策等について委員会として独自の視点から御確認いただいた結果、「対策は効果的に機能していくものとする」との評価とあわせ、今後の施設の安全性を継続的に確保していくために取り組むべき対策について幅広い視点から提言が示されるなど、独自の厳しい検証をしていただいたものと私としては考えております。

以上です。

○高橋委員

私のような者から言うのも大変僭越なんでしょうが、知事は知事選で県民に約束したわけですね。でありますので、そのことを十分踏まえて、今後とも――さまざまな対応が想定されますが、そこはしっかりと踏まえた上でぶれずに対応していただきたいと、そのことだけはお願いいたします。

関連いたしまして次の質問に入ります。

今回の検証とはそもそも何を指すのか、検証の範囲はどこまでなのかという点であります。

一昨日の県議会の本会議でもこの点については議論になりました。いわゆる原子力政策の推進派と呼ばれる方々も、あるいは脱原発である反対派の方々もここは問題視しているとも言えます。

と申しますのも、今回は、あくまで、国が示した緊急安全対策を県独自に検証したというような形で進められております。しかしながら、原子力政策推進派の人たちは、それでは足りないんじゃないかと。やはり、県独自で安全性を検証するからには、国が示した緊急安全対策だけではなくて、さらにもう一步踏み込んで、施設そのものと申しますか、包括的に安全性をそれぞれ独自で検証すべきではないかと。そういった点と、一方で、いわゆる脱原発を唱える反対派の方々は、今回の検証は、まあ安全対策を追認したという言い方もされますけれども、それだけを検証したにすぎないと。本来であれば、県独自で安全性を検証するからには、施設の包括的な、施設そのものの安全性も検証すべきではなかったのかと。そういった点では、両派とも一致したと申しますか、そういった意見も投げかけられていると私はとらえております。

そういった観点で質問いたしますが、今回の検証は緊急安全対策等に対するものでありますが、施設そのものの安全に対する検証は行わないのかという点です。

○小山内企画政策部長

お答えいたします。

原子力施設の安全確保については、第一義的には事業者が責任を持って取り組むとともに、法令上は、一元的に安全規制を行っている国がその役割を果たしていくことが基本であると考えています。

今回の検証委員会は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の重大性にかんがみ、国及び事業者において講じられる県内原子力施設の安全対策等を独自に厳しく検証するために設置したものです。

今後、県民の安全・安心に重点を置いた対応をする観点から、県内の原子力施設に係る安全性に関して専門的視点から検証すべき事項が生じた場合には、必要に応じて適切に対処してまいりたいと考えております。

○高橋委員

適切にということですが、それに関してはあとはやめます。

裏返せばと申しますか、好意的に見れば、今回の県の独自の検証に対する、いわば賛成派も反対派も期待のあらわれであると、そのようにもとらえられます。これに関しては、後ほど、そのことの是非も含めて、今後の対応という部分で清水委員のほうからも関連して議論がありますので、それはお譲りしたいと思います。

次に入ります。

検証報告の内容についてであります。

本日、検証委員会から、田中委員長、釜江委員、谷口委員にそれぞれ御出席をいただきました。6月7日の委員会発足以降、計8回、熱心な議論をしていただいたものと思います。事案が事案だけに大変な御苦労も伴った中での今回の報告書の取りまとめということで、その御苦労に対しては心から敬意を表したいと思います。

それで、検証報告の内容なんですが、私も報告書を読ませていただきましたけれども、国であるとか、あるいは県の担当であるとか、もちろん事業者の皆さんはこの報告書を見てすとんとすぐ理解が伴うと思いますが、我々一般の——我々も、県民の代表とすれば、一般の県民とすれば、なかなかというか、ハードルが少々高いのかなというふうにも感じております。でありますので、検証報告の内容について、解説と申しますか、幾分解きほぐして、いわば我々にもわかるような形で、以降、答弁をいただきたいと思っております。

1点目であります。これは委員長さんになると思うんですが、検証委員会として最も伝えたかったことは何でしょうか。

○田中原子力安全対策検証委員長

どうもありがとうございます。また、皆さん、おはようございます。

最も伝えたかったことは何であるかという高橋先生からの質問でございます。

本委員会は、御承知のとおりかと思えますけれども、原子力分野というのは、もちろん、原子力工学とか、私の専門でもあります核燃料サイクル工学だけではなくて、リスクマネジメントとか、地震・津波とか、あるいは防災とか、放射線防護とかさまざまな分野で構成されている総合工学の代表的なものであるというのが特徴かと思えます。

この委員会も、さまざまな分野の専門家から構成されております。それぞれの専門分野をベースにした、さまざまな、多様な視点からの確認を行ったところが一つの特徴であります。特に今回の検証で伝えたかった点は3つの点があると思えます。

1点目は、今回の緊急安全対策等について、検証委員会としては、個々の対策とともに、対策全体を見るということに心がけたところでございます。一点一点だけを見ると全体を見失う、あるいは俯瞰的な見方がなくなる、あるいは洞察的な見方がなくなるということは今回のような事故につながる可能性もあるところでありますので、対策全体を見るということに心がけたところでございます。例えば、対策の中でも防潮堤の話が出てきました。委員会では防潮堤が15メートルがよいのか16メートルがよいのかといった議論もあったんですが、その議論以上に、津波によって施設が浸水した場合でも、さまざまなリスクを考慮した対策が多重にとられているのが大切であるという視点から議論があったのもこの一例かと思えます。

2つ目の点です。訓練、危機管理能力などのソフト面での対応力の重要性であります。福島第一原子力発電所の事故対応でも明らかのように、シビアアクシデントの事態においては、最終的に対策を実行し、対策をさせるのは、人の力、人の技術、人の経験であります。人を動かす組織としての危機対応力であるということでございます。このことから、今回、本委員会としては、訓練の充実強化等に重きを置いた対策を示しております。

3つ目の点であります。安全対策を考えるに当たっての時間軸、時間のとらえ方です。安全対策は、連続線上にある継続的なことの積み重ねであると考えておりますから、このことは大変大事なことかと思っております。大切であることは、今の時間軸の中で、できることから速やかに対応することでありまして、また、逆に言うと、中期、短期、あるいは抜本的、対症療法的など、時間軸をある断面で区切って設けることのみというのは余りよい考え方ではないのではないかと考えております。今回、検証結果の中に安全対策を示していますが、その意図するところは、主として、事業者の中に安全に向けての継続性を担保する内的な力が働くための対策を示したところであると思っております。

以上です。ありがとうございます。

○高橋委員

わかりやすく、簡潔にお願いします。

続きまして、県独自に検証した内容とは具体的にどのような内容でしょうか。

○田中原子力安全対策検証委員長

県の検証委員会が独自に検証した内容についての質問でございました。これについては、3つの内容について確認を行ったところであります。

1つ目は、多重防護性の視点であります。ちょっと言葉が難しいんですけども、これは、異常や事故の進展に合わせて、全体像で最適な対策として各対策が組み立てられているか、特にリスクマネジメントという観点からは、防潮堤などの発生防止対策だけでなく、緩和対策、そして機能回復対策等多重の防護が連続的に、総合的に行われているかどうかということが重要な点でありまして、それについて検証を行いました。

2つ目でございますが、対策が働かないリスク要因の抽出と対応の視点でございます。これは、各対策が効果的に機能するために、それを阻害する可能性のある潜在的なリスク因子を可能な限り抽出、選り出して、それへの対応をあらかじめ検討し、リスクの最小化が図られているのか、特に、本県が積雪寒冷地であるなどの特性を踏まえたリスク因子の抽出やそれへの対応が整理されているのかという点でございます。

3つ目でございますが、地震・津波への対応の視点から、発電所施設周辺の河川における津波遡上対策の検討がされているのかというふうな、この3つの点について検証委員会独自に行ったところでございます。

以上でございます。

○高橋委員

引き続き、検証結果について「効果的に機能していくものとする」との記述があります。これはどういうことでしょうか。

○田中原子力安全対策検証委員長

ありがとうございます。

「効果的に機能していくものとする」という言葉はなかなか理解されにくいところもある、逆に言うと、

我々委員会の中でも、これについていろいろと考えました。例えば、検証結果について「対策は妥当である」という意見とかいろいろあったんですが、我々とすれば、ここに示していますように、「効果的に機能していくものとする」という言葉が一番ふさわしいんじゃないかというところでございます。

その理由でございますが、一言で言いますと、機器の整備等のハード的なものと訓練等のソフトがうまくかみ合って実効性が担保されることから、「効果的に機能していくものとする」というのがふさわしいんじゃないかという結論になったところでございます。

以上です。

○高橋委員

検証報告において、今後の施設の安全性を継続的に確保するための対策を示したのはなぜでしょうか。

○田中原子力安全対策検証委員長

ありがとうございます。

先ほどの「効果的に機能していく」というのはちょっと簡単に答え過ぎたので失礼いたしましたが、今回の御質問の継続的に確保するための対策を示したということは、我々としては大変重要な点であろうかと思えます。

今回の検証結果では、御承知のとおり、東北電力の東通原発及び日本原燃の再処理施設につきましては「対策が効果的に機能していくものとする」という結論になり、電源開発の大間原発につきましては「安全対策として考え得る計画がなされているものとする」という結論を出したところでございますが、しかしながら、検討の中で、こういうふうなこと、ああいうふうなことは早目早目に対応していただいたほうが、より安全につながり、それが県民の安全・安心につながるんじゃないだろうかという議論になってきました。それについては、早いうちにお示しし、その対策を考えてもらうことが大事だということになったところでございます。

すなわち、安全対策は、短期、中長期を問わず継続的に対策の実効性を確保していくことや日々対応能力の向上を図ることが重要なことであることから、今後の施設の安全性を継続的に確保するために必要な幾つかの対策を示したところでございます。

以上でございます。

○高橋委員

続いて、検証結果報告書の中でPSAやリスクコミュニケーションといったことが求められております。どのような意図によるものでしょうか。

○谷口原子力安全対策検証委員

ただいまの御質問ですけれども、PSA——横文字で大変恐縮ですけれども、確率論的な安全評価というものの略でありますけれども、これを求めた理由は、このPSAというものは、複雑で巨大な技術システム——いわゆる原子力発電所であるとか、再処理工場であるとか、そういったものの安全性を総合的かつ定量的に評価するという手段であります。

ここでは、その有意と考えられるすべての事故・事象について、その起こる確率であるとか、その起きたことによってどういう結果が生まれるのか、あるいはそのことの不確かさ、不確かさということをあわせて評価する方法論であります。

これは、その技術システム全体として総体的にどこに弱点があるのかということ把握するものでありまして、そこで得られた知見というものを設計あるいは安全対策、手順書等の改善に反映する、日々の保全活動にも活用するということが考えられるわけであります。

今回の緊急安全対策あるいは中長期対策の有効性、いわゆるその対策によってどれくらいリスクが減るのかということ定量的に評価するということ、あるいはどのような対策の組み合わせが全体的なリスクを削減するのかということの情報をつくるという意味で、今後のリスク管理にさまざまに活用できることから、PSAということについて事業者等に求めたところであります。

一方、リスクコミュニケーションにつきましては、これは事業者、自治体、国に対して求めましたけれども、リスクコミュニケーション自体は、リスク管理の要諦というか、それを支えるものでありますし、その中で活用すべきものであります。そういう面では、事業者にとっては組織のリスク管理の中において活用すること、あるいは行政・規制機関に対しては社会的なリスクマネジメントということから大変重要な活動であると我々は考えております。

特に、リスクコミュニケーションというのは、さまざまな直接的あるいは間接的な利害関係者、その問題に対する人々とともに対話して、ともにその問題について考えるということ、その問題解決に向かって一緒に協力し合うという活動でありますけれども、平たく言えば、相互に信頼関係をつくっていく信頼醸成の活動でもあり、信頼をつくる日掛け貯金のようなものだと考えていただければいいかと思うんです。決して、リスクが小さいんだとか、だから受け入れてくれと説得するもの、あるいは教えたりするもの、あるいは合意を形成するという意図しているものではないということです。地域の人々のさまざまな懸念していること、あるいは関心事に耳を傾けて、そのことについて意見を交換し、リスク問題への対応をともに考えていくという活動でありますので、特に環境分野、まちづくりの分野ではこういうことがさまざま進んできています。しかし、一方で、原子力分野においてはこの活動がなかなか進んでおりません。今回をきっかけにそのことが社会に定着するということを望んでこの文章を入れたということでございます。

以上です。

○高橋委員

次なんです、私がこの報告書で何度読み返しても理解できないと申しますか納得できないのが、次の津波対策なんです。防潮堤あるいは防潮壁を15メートルで設定しております。この妥当性、本当に大丈夫なのかなという部分です。津波対策について、防潮堤及び防潮壁を15メートルとしておりますが、検証委員会としてどう考えているのか。

○釜江原子力安全対策検証委員

どうもありがとうございます。ただいまの御質問に対してお答えをしたいと思います。

今回の福島第一の事故につきましては、最大の原因が想定をはるかに超える津波であったというふうにされてございまして、それを受けた今回の緊急安全対策の中には、防潮堤のかさ上げでありますとか防潮壁の設置等々が計画されております。

ただ、検証委員会としましては、そういう防潮堤、防潮壁によって津波の緩和という意味では非常に有効であろうと思っておりますけれども、そういうものがあるにしろ、津波が施設の中に浸入するという最悪な事態

を想定した形で、その安全対策が有効に機能するかどうかというところを検証したところでございます。

その間、先ほどもお話がありましたように、防潮堤の15メートルが妥当なのかどうか、16メートルにすべきでないのかという議論もございました。ただ、この定量的な値につきましては、御承知のとおり、今、耐震指針が国の機関によって見直しをされてございます。その中には津波の評価等々も含まれて、そういうものに基づいた国の専門家による審査にゆだねるべきだということが、検証委員会としての結論といえますか、になりました。

ただ、我々としては、津波に対し、最悪の、要するに浸入するということを前提に、例えば重要な建屋の防水とか水密化というもの、それと、万が一水がそういう重要な建物に入った場合のくみ上げ、水を出す設備、それと電源車ですね、そういうものを津波の影響を受けない高台に設置するというので、多重防護の観点から検証したというふうに御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○高橋委員

国の見解をお願いします。

○山田原子力安全・保安院原子力発電安全審査課長

お答えをさせていただきます。

今、釜江先生から御指摘がございましたとおり、国では、原子力安全委員会のほうでは耐震審査指針の見直しの検討をしております。私どものほうでも、意見聴取会というものを開催させていただいておりまして、そこで、今後の津波について、新しい知見を踏まえての検討はしております。

したがって、今後新しく知見が得られましたときにはそれを踏まえて対応をとっていきたいと思っておりますが、現時点の緊急安全対策におきましては、福島で起きた事象が起きても重大な事態に至らない対策をとるということで、今回は15メートルで対策をしているところでございます。

○高橋委員

聞いても納得できないんですね。

仮の話をして恐縮なんですけど、東通の原発が再稼働しました、あるいは大間の原発が操業しましたと。で、青森県の沖合を震源にして3.11級の地震が発生して、16メートルの――20メートルでもいいですね、15メートルを超える津波が両施設に来ると。そのとき両原発はどうなるんでしょうか。事業者からそれぞれ。

○井上東北電力常務・火力原子力本部原子力部長

東北電力の井上でございます。ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、15メートルの件につきましてちょっと説明を加えさせていただきますと、今まで、我々、設置許可の段階で、来る津波の高さ、そして、その後出てきました土木学会におけるシミュレーションの手法等を用いまして、現在の13メートルという敷高は十分安全なものと考えております。

その中で、先ほど課長からございましたけれども、今回の1Fの事態を踏まえまして、15メートルということもございまして、さらに余裕を持たせまして2メートルをかさ上げするというので15メートルという防潮堤

の高さを示したものでございます。

そして、先ほど御説明がありましたように、さらに、今、耐震のバックチェックの中で、今回の地震を踏まえた津波に関するシミュレーションを行っているところでございます。それらの結果につきまして、今後また必要であれば反映をするということで考えております。その中で、もしまた越えたとしてもどういう対策を行うかというようなことも書かれておりますので、必要に応じた対策を行っていくということも考えていくことになると思っております。

○日野電源開発副社長

ただいまの質問の大間の件についてお答えしたいと思います。

大間の現状の設計の津波最高水位は、TPといいますが、海面から4.4メートルという津波に対して設計されております。現在、敷地高さは12メートルでございまして、それに、今回、安全対策という形で防潮壁を3メートル加えるということで、今御指摘のありました15メートルの高さを確保しようと思っております。

そういう意味で、今申し上げましたように、これは先ほど東北さんからもお話がありましたが、土木学会等の検討で今4.4メートル、それに対しまして15メートルと十分な余裕を持たせているというふうに思っております。

ただし、これから国の検討等によりまして新しい知見が入りましたら、大間につきましての津波の評価についても改めて検討いたしまして、もしも反映するべきものがあれば適切に反映してまいりたいと思っております。

以上、御説明申し上げます。

○高橋委員

15メートルを超えればどうなるのかという質問でありますので、15メートルの理由は、私はまあ理解しておりますので……。いずれにしても、まだ議論の余地はあるというふうに受けとめました。

時間がありませんので、次へ行きます。

報告書の終わりにというか、まとめに、「完全なる安全はない」という記述があります。これは、検証委員会としての安全性に対するとらえ方というか、スタンスそのものなのかなとも受けとめました。気になったのは、青森県知事は、常々、「安全なくして原子力なし」と。しかし、今回、検証委員会は「完全なる安全はない」と。知事の言うことを真っ向から否定しているとも言えるわけですね。この「完全なる安全はない」とはどのような趣旨で述べておられるのか。委員長。

○田中原子力安全対策検証委員長

ありがとうございます。

「完全なる安全はない」ということがもし誤解を生んでいるとすれば、説明が悪いのかなと思います。これは、私とすれば、これは安全だと安易に言うよりは、もっと高いレベルでの安全を目指したものでございます。すなわち、「完全なる安全はない」ということだけではなくて、もうちょっと文章を読んでもいただければいいんですが、報告書では、「完全なる安全はあり得ない。しかし、求めるべきものは完全なる安全である」という共通認識の下で、「最善の努力を尽くす」ことが重要である」というふうに書いてございます。

この趣旨は、「完全なる安全はあり得ない」ということをまずベースに置いて、事業者のみならず、国や県、

立地地域等の関係者それぞれが、常に現状としてでき得る限りの対策を講じるとともに、それでもなおお考えられるあらゆるリスクを想定し、訓練等を実施するなどの不断の努力を重ね、安全を追求し続ける姿勢が重要であることを示したものでございます。すなわち、これは安全と思った瞬間に思考停止になることは絶対避けるべきであるということでございます。

以上です。

○高橋委員

言わんとすることはわかるんですね。しかし、それは、専門家と申しますか、技術論であり、安全対策論としての「完全なる安全はない」という記述であろうと思うんですね。我々地元とすれば、完全なる安全はない施設は、やはり、再稼働も、工事の再開も、あるいは試験の再開も受け入れられないという思いがどうしても募るわけです。

で、事業者それぞれにお尋ねしたいんですが、この言葉を受けて——ちょっと質問の内容を変えます。我々の施設は完全に安全な施設ですと明言できるのか否か。それができないのなら、それでもいいんですよ。その点だけ端的に教えてください。

○安倍東北電力副社長・火力原子力本部長

東北電力の安倍でございます。今ほどの高橋先生からの御質問にお答えしたいと思います。

報告書において、末尾のほうに先生御指摘のような表現がありまして、我が社といたしましても、最善の努力を尽くす、これが大変重要であると認識しております。

福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、これまで、御案内のとおり、緊急安全対策、そしてシビアアクシデント対策をやってきておりますが、それで終わりということで満足するのではなく、先ほど田中先生のほうからもお話がありましたけれども、これでもう安全、やったからいいんだというような思考停止、そういったものに陥っては断固としてならないと思っております。そういった意味では、常に、計画、実行、点検、そして改善といったものを継続的に繰り返すことが何より肝要かと認識しております。

今後、福島第一原子力発電所の事故にかかわる原因究明も進みまして、新たな知見が明らかになった場合、そういったものも適切に対策に反映してまいりたいと考えております。

何よりもまず肝に銘じるべきことは、自然に対して常に謙虚な姿勢を保ちながら、同時に、やはり、人間としての英知を信じまして、原子力安全に対する高い目標を掲げ、その実現に向けて、絶えざる研さん、努力を積み重ねながら、安全確保のさらなる向上に努めてまいり所存でございます。

そういった意味では、いろんな技術開発なり新たな訓練なりといったものを創意工夫、働かせながら、今後ともしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○高橋委員

聞いたことに全然答えていません。自分たちの施設は完全なる安全な施設であると明言できるのかと、それをお聞きしたんです。答弁はあといいです。

別に、私は反対だからこれを言っているわけじゃないんですよ。いわゆる技術論であったり安全対策論として「完全なる安全はない」と、それは十分理解はしますけれども、我々地元の住民にとって、その言葉が出されると——今まで「安全なくて原子力なし」と知事が掲げてきた。しかしながら、事故は起き得るも

のだという全く逆のこを受け入れなければならないと。そこに、どうしても、ギャップと申しますか——このギャップを放置したままこのまま進むとすれば、皆さんと我々地元との意思疎通において障害になるのではないかと、そういう指摘のもとに今回こういう質問をさせていただいております。

原燃で何かあれば……。

○川井日本原燃社長

お答えしたいと思います。

この報告書の最後のフレーズは、先ほど田中先生もおっしゃったとおり、非常に重要なメッセージではないかと。我々原子力に携わる者に対する強烈な、強いメッセージだと私は受けとめております。すなわち、原子力に携わる者として最も重要なことは、求めるものは完全なる安全であると。完全な安全というのは、あらゆる技術において私はないと思います。しかし、姿勢としては、求めるものは完全なる安全であると、そのために不断の努力をするということであると思います。

我々の工場も、トラブルもあります。故障もあります。しかし、いかにこのトラブル、故障を減らしていくか、それに全力を挙げるということをございまして、知事がおっしゃっている安全もそういう意味ではないかと私は思います。そういう意味では、ここの先生のフレーズと全く同じであると私は認識しております。

いずれにしても、安全には終わりはないということで全力で取り組んでいきたいと思っておりますので、ぜひ御理解を賜りたいと思っております。

○高橋委員

私の指摘の部分も御理解賜りたいと思っております。

それで、私からの最後の質問といたします。県独自の検証という点に戻ります。

これは国にお伺いするわけですが、一つだけ申し上げるとすれば、私は、3月10日までは、超原発推進派と申しますか、でした。やはり、3月11日の福島原発、あの福島県民の苦しみと申しますか悲しみを我がことに置きかえたとき、原子力政策に対する認識は全く新しいものになりました。

とはいえ、脱原発、反原発を唱えるのは楽なんですけれども、ただ、それは、雇用であったり、電力の供給であったり、さまざまな観点も踏まえて我々政治家は判断しなければならないと。そういう点では、いまだに、思いをめぐらすというか、悩ましい問題を我々は突きつけられたなというふうに考えております。

ただ、一つだけ確信しているのは、原発事故が起きてから今日に至るまで、国と事業者——特に東電ですね、この対応は、これまでの我々の国策に対する協力と申しますか、この貢献に対する裏切りそのものであると私はとらえております。国も、事業者である東電もこのことは痛感していただいて——これは、青森県だけでなく、北海道も福井も、あるいは佐賀も静岡も宮城も、いわば立地県すべて同じ、共有の思いと申しますか、怒りですね、それにも似たものを持っておりますので、ここは重々認識していただきたいし、申し上げたいと思っております。

それで、最後の質問です。これまで、安全性については、国と事業者が責任を果たしていくべきであると、そのような考えを知事は持っておりました。しかし、今回、県独自に検証するという事態になったのは、それだけ県民の不安が大きなものになったからだと考えます。この事態を国がどう受けとめるかは、今後県や市町村が原子力政策に、あるいは原子力施設にどう向き合うかという点で非常に重要なポイントであると考えます。

そこで、県が独自に安全性の検証を行うことに対して国はどう受けとめているのか、これは真摯にお答えいただきたいと思っております。

○新井原子力安全・保安院地域原子力安全統括管理官

原子力保安院の新井でございます。今の御質問にお答えさせていただきます。

県が独自に設置した委員会でございますので国がコメントするものではございませんけれども、検証委員会での議論を通じまして、原子力施設のより一層の安全性の向上並びに知事がいつもおっしゃっております県民の安心・安全につながっていくことを期待しております。

○高橋委員

そんな答弁であればここにいる必要はないですよ、あなた。

横浜委員に質問を譲ります。